（証券コード　3835）
平成22年６月９日

株　主　各　位

大阪市北区豊崎五丁目４番９号
ｅ　Ｂ　Ａ　Ｓ　Ｅ株式会社
代表取締役社長　常　包　浩　司

第９回定時株主総会招集ご通知

拝啓　ますますご清栄のこととお慶び申しあげます。
　さて、当社第９回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成22年６月25日（金曜日）午後５時までに到着するよう、ご返送いただきたくお願い申しあげます。**

敬　具

記

１．日　　時　平成22年６月28日（月曜日）午後１時
２．場　　所　大阪市北区豊崎三丁目16番19号
　ラマダホテル大阪　２階　菊の間
　（末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
３．目的事項
報告事項　第９期（平成21年４月１日から平成22年３月31日まで）事業報告の内容および計算書類報告の件
決議事項
第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　取締役５名選任の件
第３号議案　監査役２名選任の件

以　上

◎　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎　株主総会参考書類ならびに事業報告および計算書類に記載すべき事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（http://www.ebase.co.jp/）に掲載いたしますのでご了承ください。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成21年４月１日から平成22年３月31日まで）

１．会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期におけるわが国経済は、一昨年の金融危機に端を発する経済の混乱から改善が見られたものの、企業収益の悪化や個人消費の低迷等が継続し、さらにデフレ懸念も加わり依然として厳しい状況で推移しております。情報サービス分野におきましても、依然として先行きの不透明感から企業のＩＴ関連の設備投資の削減や先送りが継続しており、需要が回復するまでに至らず低調に推移しております。又、業界の動向としてはASP/SaaS/クラウド等の安価なITサービスへの期待も高まりつつあります。

このような経営環境の下、当社は、社会の緊急課題である「商品の安全・安心」に対する企業間における商品情報交換プラットフォームとして「食品業界/FOODS eBASE」、「生活関連業界/GOODS eBASE（アパレル、日雑、化粧品等、食品系以外)」、「環境・グリーン調達関連業界/GREEN eBASE(家電、情報機器、自動車等)」向けのパッケージソリューションを継続的に開発提供しております。

新たなビジネス領域では「EDI関連」として、基幹業務システム向けの「商品マスター/eB-forGDS」や「受発注EDI/eB-forBMS」の次世代EDIソリューションの提供や「ミドルウェアビジネス関連」として、各種、個別企業向け商品データベースやコンテンツマネジメントシステム等の開発コストや納期の軽減を実現する「eBASEミドルウェア」をパートナーSIerに向けて提供しています。さらに、コンテンツビジネス領域への着手として「企業間商品情報交換サービス/eB-Registry」の本格運用も開始いたしました。

当期の全体概況といたしましては、前半期に、主力の食品業界向け（FOODS eBASE)ビジネスが、小売企業の急激な業績悪化により、IT投資の中断・中止・延期により大きく停滞いたしました。しかしながら、食品メーカー向けは堅調に推移した事もあり、後半期に追加導入が見込める各種新機能の開発・リリースに注力し販売促進を行いました。 又、欧州の有害化学物質含有製品の輸出入規制に関わるREACH規則への対応期限(平成23年6月)が迫る事により、後半期に大きく成長が期待された環境・グリーン調達関連業界（GREEN eBASE)は予想に反し動きが鈍く前年並みの成長に留まりました。

当期の主要ビジネスの取り組みといたしましては、「食品業界関連」では、食品スーパーを中心とした小売企業の取引先（卸/食品メーカー）だけでなく、食品メーカーの原材料取引先等への「無償版ソフト（eBASEjr.)」の利用普及が拡大しております。 又、食品メーカーやPBベンダーからのニーズが高い新機能を、他社の優良な専用ソフトウェアと連携する開発を積極的に行いました。 法令法規に則った原材料情報・製品情報管理と正確な品質表示を実現する「eB-forSOUKENKUN（株式会社エフシージー総合研究所のSOUKENKUN連携)」や、

コンピュータグラフィックスを用いて商品画像の撮影・作成負荷やコストの削減を実現する「株式会社MDDクリエイティブのモノサツ３D」との連携機能を開発・リリースいたしました。「環境・グリーン調達関連業界」では、急速な普及促進策として「GREEN eBASE（無償版）」を弊社Webサイトよりダウンロード配布を実施し、定期的な無償教育も含めて販売促進に注力いたしました。又、「GREEN eBASE」が業界標準化団体のフォーマット(JAMP)の正式ツールとしての認定を取得し、より幅広く業界での認知と信頼度が向上しました。グローバル調達対応では「中国語版GREEN eBASE（無償版）」の配布を大手バイヤー企業と連携し海外市場への展開も開始いたしました。これにより着実に来期以降の成長への準備が整いつつあります。「ミドルウェアビジネス関連」では、「eBASE」の優位性を生かしミドルウェア利用した名刺管理、契約書管理システム等の開発・リリースに加えて、当社内の業務システム(経費管理等)をパイロットケースにした「総務パック」の開発・製品化リリースの準備を行いました。又、来期以降のミドルウェアビジネス拡大の為の開発体制強化を狙って平成22年4月開所の「香川開発センター」の設置準備も行いました。「EDI関連」では、「eB-forGDS/eB-forBMS」をセットで開発・リリースを行い、株式会社シジシージャパンでの運用が平成22年2月より開始されました。「食品業界関連(FOODS eBASE)」と「環境・グリーン調達関連業界(GREEN eBASE)」では、パートナー企業であるITホールディングスグループの株式会社インテックが「食の安全安心のトレーサビリティサービス（FOODS eBASE)」として「i-TRe(アイトレ)」を、TIS株式会社が「環境・化学物質管理サービス（GREEN eBASE)」として「ChemiKarte（ケミカルテ)」を、それぞれSaaS/クラウド化してサービスを開始しました。ソフトウェア開発会社の当社にとって新領域であるコンテンツ（プロバイダー）ビジネスの「企業間商品情報交換サービス/eB-Registry」では、ヤフー株式会社のサービス加入・連携により本格的なサービス運用が始まりました。これによりサプライヤー（アップロード会員）/バイヤー(ダウンロード会員)間の汎用的な商品（製品）情報交換がインターネット上の「データプール(eB-Registry)」を介して実現しました。これら重点事業領域に適合した製品開発をタイムリーに行うために積極的に開発投資を行いました。結果、当社製品の利用者は、累計で約53,000ユーザー（平成22年3月末日現在）となり、商品情報交換の標準プラットフォームとしての普及、標準化は順調に進行しております。

こうした結果、当期の業績は、第３四半期以降での顧客のIT投資抑制による影響が大きく食品小売や食品メーカー、家電メーカー等で延期となり、売上高は799,360千円（前年同期比147,887千円減）となりました。

一方、販売費及び一般管理費は、これら重点事業を遂行する上で必要な開発、サポート体制及び営業体制の強化のための新規採用による人件費増及び製品力強化のための開発費増等により534,257千円（前年同期比57,639千円増）となり、営業利益181,658千円（前年同期比201,211千円減)、経常利益184,515千円（前年同期比202,269千円減)、当期純利益は117,319千円（前年同期比98,433千円減）となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度において実施した設備投資額は5,701千円であり、その主なものは、ハードウェアの購入2,625千円、ソフトウェアの購入2,396千円であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受け

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

当社の属する成長著しく競争環境も高まっているIT業界において、当社のビジネスモデルを計画通り遂行し、新たなビジネスモデルへの変革を行いながら、更なる成長を遂げていくには多くの課題を解決していく必要があります。

当社は、特に以下を重点課題として取り組んでまいります。

①営業人材の育成

当社ビジネスモデルは、パッケージソフトウェアとしての"eBASE"の販売にとどまらず、商品情報交換プラットフォームとして"eBASE"をデファクト化することを前提とした戦略モデルであり、このような当社のビジネスモデルやビジネス戦略を理解した上で、ビジネス施策を立案、遂行しかつセールスエンジニアとしての能力を有する人材が不可欠です。このような人材を育成していくことを課題と認識し、取り組んでまいります。

②開発人材の育成

当社のビジネスモデルを遂行するためには、基盤となる"eBASE"の機能面での優位性と品質の安定性が求められ、ビジネスモデルに沿った開発を行う必要性があります。当社のビジネスモデルを理解した開発人材を育成していくことを課題と認識し、取り組んでまいります。

③内部管理体制の強化

事業の飛躍的拡大と共に生じる業務量の増大・複雑化は、業務効率の低下だけでなく不正やヒューマンエラーを発生させる可能性があります。これらを防ぐためには効率性、機能性、柔軟性、健全性を継続できるような仕組みを構築していく必要があります。"eBASE"は商品情報データベースとして、コンテンツマネージメント機能や承認管理機能を有していますので、当社自身が"eBASE"を使用し総務経理管理・販売管理・開発管理・営業活動管理に伴う業務に発生するあらゆるコンテンツを一元管理し、それにより必要な情報を共有化し、かつ必要な承認を得ることによってヒューマンエラーを防ぎつつ効率化を図ることが可能であるものと考えております。

④ビジネスモデルの推進

当社の基本ビジネスモデルである商品情報交換環境の全体最適化を推進しながら、商品データベースソフト販売の更なる推進を図ってまいります。

・まず食品業界におきましては、引き続き“食の安全情報”管理交換ソフトウェアFOODS eBASEのユーザー数拡大戦略の更なる推進を行うとともに、既存ユーザーに対しましては、商品マスター管理システムeB-forGDS、流通BMS（ビジネスメッセージ標準）対応ソフトeB-forBMSなどの他機能ソフトウェアの導入を提案すること及びFOODS eBASE自体への機能追加・グレードアップを行うことを提案してまいります。

・環境・グリーン調達関連業界におきましては、“化学物質情報・製品環境情報”管理交換ソフトウェアGREEN eBASEを従来と同様に家電、情報機器等の製品メーカーにおける環境有害物質情報収集管理ツールとして普及推進を図りつつ、特に中国サプライヤー企業からの同情報の収集環境を構築し、GREEN eBASEによる中国市場攻略を開始いたします。

・日雑業界におきましては、同業界向けに展開している“製品仕様書情報”管理交換ソフトウェアGOODS eBASEを、従来と同様に小売企業の商品情報収集管理ツールとして普及促進を図りつつ工具業界、電材業界等、特定業界の特性に特化した展開策を立案、推進いたします。

⑤ミドルウェアビジネスの展開

"eBASE"は、多種多様なコンテンツ管理、柔軟なデータベース構造の優位性を持つことにより、業界ごとの特性に特化したFOODS eBASE、GOODS eBASE、GREEN eBASE等の開発を容易に行うことが可能でありました。この優位性のある開発環境をビジネス化していくことによる収益化を図ってまいります。

そのためには、まずミドルウェアとしての実績を提示するために、当社自身による例示が不可欠であると考えております。その方法といたしましては、受託開発型の商品データベースの受注促進により受託開発事例を増やすこと及び当社において総務経理管理業務を行っている多種コンテンツマネージメントソフト（総務パック）のリリースを行うことがあげられます。これらを遂行するための体制の整備と強化を具体的に推進してまいります。

⑥クラウドビジネスの開始

″eBASE″のクラウド（注1）化を行い、クラウド対応″eBASE″を情報通信企業（SIer）へ販売することを考えております。また、⑤ミドルウェアビジネスの展開でも触れました総務パック等をクラウドビジネスとして開始することを検討しております。そのほか、従来から展開してまいりましたFOODS eBASE、GOODS eBASE、GREEN eBASE等におきましてもクラウドビジネスとして開始することの準備を進める必要性があると考えております。これらを行うための体制の整備と強化を具体的に推進してまいります。

（注1）クラウド：クラウドコンピューティングともいう。従来のコンピュータ利用は、ユーザー（企業、個人など）がコンピュータのハードウェア、ソフトウェア、データなどを、自分自身で保有・管理していたのに対し、クラウドコンピューティングでは「ユーザーはインターネットの向こう側からサービスを受け、サービス利用料金を払う」形態となる。

⑦企業間商品情報交換サービス（eB-Registry）の開始

当社は、さらなる収益確保のためには、従来から推し進めてまいりましたパッケージソフトウェア販売ビジネスから新たなるサービス展開を行うことは不可欠であると考えております。その一環といたしまして、企業間商品情報交換サービス（eB-registry（注2））の開始をいたしました。まずは文具、工具、電材といった商材から段階的に開始し、eBASE普及率の高い加工食品業界においてナショナルブランド（NB）商品への対応を行ってまいります。

これらは、従来から展開してまいりました商品情報交換サービスに対し、企業間での商品情報交換を可能とする付加価値をアップすることにより、商品情報のデータベース化をより促進し、業界全体で商品マスターを共有することが可能となるため、その結果として企業間の基幹系システム通信環境の全体最適化へとつなげていくことを図っております。これらを行うための体制の整備と強化を具体的に推進してまいります。

（注2）eB-Registry：業界の各種商品情報を各メーカー間の垣根を越えてインターネットから提供するサービス。登録された商品の基本的なテキスト情報（商品名、商品コードなど）と画像情報を、効率的に閲覧することが可能。

(9) 財産および損益の状況の推移

区分＼期別	第 6 期 平成19年３月期	第 7 期 平成20年３月期	第 8 期 平成21年３月期	第 9 期 (当事業年度) 平成22年３月期
売上高（千円）	620,904	700,824	947,247	799,360
経常利益（千円）	201,733	208,551	386,785	184,515
当期純利益（千円）	112,325	118,210	215,752	117,319
１株当たり当期純利益(円)	9,501.36	8,407.55	15,073.90	8,073.71
総資産（千円）	724,967	802,177	1,090,003	1,007,713
純資産（千円）	624,478	733,824	904,056	978,833
１株当たり純資産(円)	44,784.76	51,359.53	62,400.40	67,287.63

(10) 重要な親会社および子会社の状況

① 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会　社　名	資　本　金	出資比率	主要な事業内容
e B A S E － N e X T ㈱	31,350千円	91.69%	システムのレンタルサービス

(11) 主要な事業内容

当社は商品情報交換サービスのゲートウェイ端末として、パッケージソフト“eBASEstandard”の販売、およびクライアントサーバー型データベースソフト“eBASEserver”の販売を主に行っております。

(12) 主要な営業所および工場

① 当社の主要な事業所

本　　社：大阪府大阪市北区

東京支社：東京都中央区

② 重要な子会社の事業所

eBASE－NeXT㈱：大阪府大阪市北区

(13) 従業員の状況

従　業　員　数	前期末比増減	平　均　年　齢	平均勤続年数
61名	9名増	34.3歳	3.1年

(14) 主要な借入先

該当事項はありません。

(15) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．株式に関する事項

① 発行可能株式総数　　普通株式 40,000株

② 発行済株式の総数　　14,547株（自己株式192株を除く。）

③ 当期末株主数　　489名

④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
常包浩司	5,963株	40.99%
西山貴司	775株	5.33%
大塚勉	650株	4.47%
西尾浩一	550株	3.78%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	520株	3.57%
富士ゼロックス株式会社	500株	3.44%
窪田勝康	385株	2.65%
岩田貴夫	383株	2.63%
常包和子	375株	2.58%
山崎健太郎	270株	1.86%

（注） 持株比率は、自己株式（192株）を控除して計算しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

３．新株予約権等に関する事項

新株予約権等の保有または交付状況

① 当社役員が保有する新株予約権等の状況

該当事項はありません。

② 当事業年度中に従業員等に対して交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

③ その他新株予約権に関する重要な事項

平成22年５月18日開催の取締役会において、平成21年６月22日開催の第８回定時株主総会の決議に基づき、ストック・オプションとしての新株予約権を以下の内容にて発行することを決議いたしました。

１　新株予約権の割当日

平成22年６月３日

２　新株予約権の発行数

20個

３　新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式　20株

４　新株予約権の行使に際しての払込金額

未定（平成22年６月３日に決定する予定）

１株当たりの払込金額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く）における株式会社大阪証券取引所が公表する当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（１円未満の端数は切り上げ）とする。

ただし、当該金額が新株予約権割当日の前日の終値（当日に終値がない場合は、その日に先立つ直近日の終値）を下回る場合には、当該終値とする。

５　新株予約権の行使により発行する株式の発行価額の総額

未定（平成22年６月３日に決定する予定）

６　新株予約権の行使期間

平成25年６月22日から平成31年６月23日

７　新株予約権の割当対象者および人数

当社の監査役１名

４．会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況（平成22年３月31日現在）

地　　位	氏　　名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	常　包　浩　司	
取　締　役	西　山　貴　司	・執行役員大阪ソリューション営業部担当 ・eBASE-NeXT㈱代表取締役社長
取　締　役	大　塚　　勉	・執行役員ＣＯＯ
取　締　役	岩　田　貴　夫	・執行役員市場開発部担当
取　締　役	窪　田　勝　康	・執行役員ＣＦＯ
常勤監査役	森　田　鎮　光	
監　査　役	大　林　英　雄	
監　査　役	福　田　泰　弘	

（注）1. 監査役大林英雄氏および監査役福田泰弘氏の両氏は、会社法第２条第16号に定める「社外監査役」であります。
2. 平成21年６月22日開催の第８回定時株主総会において、森田鎮光氏が新たに監査役に選任され、就任いたしました。
3. 平成22年４月５日開催のeBASE-NeXT株式会社臨時株主総会において、西山貴司氏は代表取締役社長を辞任いたしました。

(2) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の総額

区　　分	支給人員	支　給　額
取　締　役	5 名	95,683千円
監　査　役	3 名 (内2名社外監査役)	10,349千円 (6,600千円)
合　　計	8 名	106,032千円

（注） 平成18年６月26日開催の第５回定時株主総会において決議された役員報酬限度額は、取締役総額年額120,000千円以内、監査役総額年額15,000千円以内となっております。

(3) 社外役員に関する事項

取締役会等への出席状況および発言状況

区　　分	氏　　名	出席状況および発言状況
監　査　役	大　林　英　雄	当期開催の取締役会には18回の全て、また監査役会には４回の全てに出席し、議案審議等に他社における代表取締役経験者として、専門的見地から発言を適宜行っております。
監　査　役	福　田　泰　弘	当期開催の取締役会には18回のうち14回、また監査役会には４回の全てに出席し、議案審議等に他社における代表取締役経験者として、専門的見地から発言を適宜行っております。

５．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

16,500千円

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会社法第340条第１項に定める事由に該当するなど会計監査人の職務の遂行に支障があると判断されるときは、会計監査人を解任または不再任といたします。

６．取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 文書管理規程に定める保管方法、保管場所、保存期間に従い、次に定める文書（電磁的記録を含む）を保存する。

ⅰ．株主総会議事録
ⅱ．取締役会議事録
ⅲ．重要な会議の議事録
ⅳ．予算統制に関するもの
ⅴ．会計帳簿、会計伝票に関するもの
ⅵ．官公庁及び証券取引所に提出した文書の写し
ⅶ．稟議書
ⅷ．契約書
ⅸ．その他文書管理規程に定める文書

② 取締役及び監査役は、これらの文書を常時閲覧できるものとする。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① リスク管理規程により、当社のリスクカテゴリー毎の責任部署を定め、管理部担当取締役を全社のリスク統括責任者として任命し、管理部において当社全体のリスクを網羅的・総括的に管理する。

② 内部監査担当が当社各部門毎のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に管理部担当取締役及び取締役会に報告し、取締役会において改善策を審議・決定する。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役は全社的な目標を定め、各担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的目標及び権限を含めた効率的な達成方法を定める。

② 情報システムを活用して取締役会が定期的に目標の進捗状況をレビューし、改善を促すことを内容とする、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。

(4) 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 企業倫理・コンプライアンス規程をはじめとするコンプライアンス体制にかかる規程を役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。

② その徹底を図るため、管理部においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同部を中心に役職員教育等を行う。

③ 内部監査担当は、管理部と連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。

④ これらの活動は定期的に取締役会及び監査役に報告する。
⑤ 法令上疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行う手段として匿名で投稿が可能な社内Web掲示板（ホットライン）を設置し運営する。

(5) 当会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 当社及びグループ各社における内部統制の構築を目指し、当社にグループ各社全体の内部統制担当を設けると共に、当社及びグループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。
② 当社取締役、及びグループ各社の社長は、各部門の業務の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有する。
③ 当社の内部監査担当は、当社及びグループ各社の内部監査を実施し、その結果を取締役、グループ各社の社長及び内部統制担当に報告し、内部統制担当は必要に応じて、内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行う。

(6) 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

① 監査役は、内部監査担当の職員に監査業務に必要な事項を命令することができる。
② 監査役より監査業務に必要な命令を受けた職員はその命令に関して、取締役、内部監査責任者等の指揮命令を受けないものとする。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

① 監査役に報告すべき事項を定める規程を制定し、取締役は次に定める事項を報告する。
ⅰ．重要な会議で決議された事項
ⅱ．会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
ⅲ．毎月の経営状況として重要な事項
ⅳ．内部監査状況
ⅴ．リスク管理に関する重要な事項
ⅵ．重大な法令・定款違反
ⅶ．コンプライアンスホットラインの通報状況及び内容
② 使用人は前項に関する重大な事実を発見した場合は、監査役に直接報告できるものとする。
③ 公益通報者保護法に基づき、公益通報に関わる通報者の保護を遵守する。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

内部監査担当は監査の方針、計画について監査役と事前協議を行い、その監査結果を定期的に報告し、監査役と緊密に連携する。

貸　借　対　照　表

（平成22年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**951,028**	**流動負債**	**28,879**
現金及び預金	560,558	買掛金	3,292
売掛金	259,761	未払金	17,797
有価証券	100,039	未払消費税等	2,749
貯蔵品	285	預り金	4,329
前払費用	4,412	繰延税金負債	711
未収還付法人税等	24,812		
その他	2,728		
貸倒引当金	△1,568		
固定資産	**56,684**		
有形固定資産	**7,740**		
建物	2,245	**負債合計**	**28,879**
工具器具及び備品	5,494	**純資産の部**	
無形固定資産	**3,663**	**株主資本**	**978,833**
ソフトウエア	3,653	**資本金**	**190,349**
電話加入権	10	**資本剰余金**	**162,849**
投資その他の資産	**45,280**	資本準備金	162,849
投資有価証券	0	**利益剰余金**	**661,991**
関係会社株式	19,832	その他利益剰余金	661,991
従業員に対する長期貸付金	499	繰越利益剰余金	661,991
長期前払費用	245	**自己株式**	**△36,356**
差入保証金	22,122		
会員権	1,750		
繰延税金資産	829	**純資産合計**	**978,833**
資産合計	**1,007,713**	**負債及び純資産合計**	**1,007,713**

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（平成21年４月１日から
平成22年３月31日まで）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
売　　上　　高		799,360
売　　上　　原　　価		83,444
売　上　総　利　益		715,915
販売費及び一般管理費		534,257
営　　業　　利　　益		181,658
営　業　外　収　益		2,857
経　　常　　利　　益		184,515
税　引　前　当　期　純　利　益		184,515
法人税、住民税及び事業税	54,264	
法　人　税　等　調　整　額	12,932	67,196
当　　期　　純　　利　　益		117,319

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成21年４月１日から
平成22年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本					純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金			
前期末残高	189,164	161,664	589,585	△36,356	904,056	904,056
当期変動額						
新株の発行	1,185	1,185			2,370	2,370
剰余金の配当			△44,912		△44,912	△44,912
当期純利益			117,319		117,319	117,319
当期変動額合計	1,185	1,185	72,406		74,776	74,776
当期末残高	190,349	162,849	661,991	△36,356	978,833	978,833

（注） 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

Ⅰ．重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

② 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

③ その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産の評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

① 製品・仕掛品

個別法

② 貯蔵品

移動平均法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物(建物附属設備)　15年

工具器具及び備品　３～６年

また、平成19年３月31日以前に取得した資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から５年間で均等償却する方法によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアにつきましては、社内利用期間（５年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンスリースに係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 長期前払費用

毎期均等償却又は、販売実績等に基づいた償却を行っております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェアに係る収益の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる受注契約については工事進行基準（工事進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の受注契約については検収基準を適用しております。

（会計方針の変更）

受注制作のソフトウェアに係る収益の計上基準については、従来、検収基準を適用しておりましたが、「工事契約に関する会計基準」（企業会計基準第15号　平成19年12月27日）及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第18号　平成19年12月27日）を当事業年度より適用し、当事業年度に着手した受注契約から、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる受注契約については工事進行基準（工事進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の受注契約については検収基準を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

Ⅱ．貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　28,105千円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

関係会社に対する金銭債権　126千円

関係会社に対する金銭債務　1,586千円

Ⅲ．損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

営業取引　14,207千円

営業取引以外の取引　840千円

Ⅳ．株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増　加	減　少	当事業年度末
普通株式（株）	14,680	59	－	14,739

（変動事由の概要）

増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株予約権の権利行使による新株発行による増加　59株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増　　加	減　　少	当事業年度末
普通株式（株）	192	－	－	192

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決　　議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基　準　日	効力発生日
平成21年6月22日定時株主総会	普通株式	44,912	3,100	平成21年3月31日	平成21年6月23日

(2) 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基　準　日	効力発生日
普通株式	利益剰余金	26,184	1,800	平成22年3月31日	平成22年6月29日

4. 当事業年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数

普通株式　29株

Ⅴ. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生の原因別内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	637千円
減価償却費	829千円
投資有価証券評価損	406千円
関係会社評価損	1,864千円
減損損失	656千円
小計	4,395千円
評価性引当額	△2,928千円
繰延税金資産合計	1,467千円
繰延税金負債	
未払事業税	1,348千円
小計	1,348千円
繰延税金負債合計	1,348千円
繰延税金資産の純額	118千円

Ⅵ. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用について、安全性の高い金融資産で運用しております。

売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信限度管理規程に沿ってリスクの低減を図っております。また有価証券は主として満期保有目的の債券であり、四半期ごとに時価の把握を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年３月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	560,558	560,558	－
(2) 売掛金（※）	258,202	258,202	－
(3) 有価証券 満期保有目的の債券	100,039	100,260	221

（※）売掛金に対応する一般貸倒引当金は控除しております。

（注）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1)現金及び預金、並びに(2)売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)有価証券

これらの時価について、取引金融機関から提示された価格によっております。

（追加情報）

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号　平成20年３月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号　平成20年３月10日）を適用しております。

Ⅶ. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

Ⅷ. １株当たり情報に関する注記

1. １株当たり純資産額　67,287円63銭
2. １株当たり当期純利益　8,073円71銭

Ⅸ. 重要な後発事象に関する注記

（ストックオプションの発行及び割当）

平成22年5月18日開催の取締役会において、平成21年6月22日開催の第8回定時株主総会の決議に基づき、ストック・オプションとしての新株予約権を以下の内容にて発行することを決議いたしました。

1　新株予約権の割当日

平成22年６月３日

2　新株予約権の発行数

20個

3　新株予約権の発行価額

新株予約権と引き換えに金銭の払込みは要しないものとする。

4　新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式　20株

5　新株予約権の行使に際しての払込金額

未定（平成22年６月３日に決定する予定）

１株当たりの払込金額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く）における株式会社大阪証券取引所が公表する当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（１円未満の端数は切り上げ）とする。

ただし、当該金額が新株予約権割当日の前日の終値（当日に終値がない場合は、その日に先立つ直近日の終値）を下回る場合には、当該終値とする。

6　新株予約権の行使により発行する株式の発行価額の総額

未定（平成22年６月３日に決定する予定）

7　新株予約権の行使期間

平成25年６月22日から平成31年６月23日

8　新株予約権の行使により新株を発行する場合の発行価額のうち資本組入額

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げるものとする。なお、本金額は平成22年６月３日に決定する予定。

9　新株予約権の割当対象者および人数

当社の監査役１名

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成22年５月24日

eBASE株式会社
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	清　水　万　里　夫
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	横　山　富　雄

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、eBASE株式会社の平成21年４月１日から平成22年３月31日までの第９期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監査報告書

当監査役会は、平成21年４月１日から平成22年３月31日までの第９期事業年度の取締役の職務の遂行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

１　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役の監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2　監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は法令及び定款に従い、当社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の遂行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成22年５月26日

ｅＢＡＳＥ株式会社

常勤監査役　森田鎮光　㊞

社外監査役　大林英雄　㊞

社外監査役　福田泰弘　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当金に関する事項

第９期の期末配当金につきましては、安定的な配当の継続と当期業績等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式１株につき金1,800円　総額26,184,600円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成22年６月29日

第２号議案　取締役５名選任の件

現在の取締役全員（５名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、あらためて取締役５名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	常包　浩司 （昭和32年３月20日生）	平成13年10月　当社創業 代表取締役社長（現任）	5,963株
2	西山　貴司 （昭和41年７月３日生）	平成13年10月　当社取締役就任 平成19年４月　取締役執行役員 大阪ソリューション営業部担当（現任）	775株
3	大塚　　勉 （昭和41年３月10日生）	平成15年10月　当社取締役就任 平成19年４月　取締役執行役員 東京ソリューション営業部担当 平成20年９月　取締役執行役員COO（現任）	650株
4	岩田　貴夫 （昭和42年６月23日生）	平成15年11月　当社入社 平成16年６月　当社取締役就任 平成19年４月　取締役執行役員 市場開発部担当（現任）	383株
5	窪田　勝康 （昭和37年10月28日生）	平成17年６月　当社入社 平成17年９月　当社取締役就任 平成19年４月　取締役執行役員CFO（現任）	385株

（注）　各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第３号議案　監査役２名選任の件

現在の監査役大林英雄氏および福田泰弘氏の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、あらためて監査役２名の選任をお願いするものであります。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	大林　英雄 （昭和14年２月10日生）	昭和37年４月　日本NCR株式会社入社 昭和49年４月　伊藤忠テクノサイエンス株式会社入社 昭和53年４月　日本マネジメントシステムサービス株式会社入社 平成15年10月　同社代表取締役 平成18年12月　同社代表取締役退任 平成18年12月　同社相談役 平成19年６月　当社監査役就任（現任）	－株
2	福田　泰弘 （昭和10年７月27日生）	昭和34年４月　凸版印刷株式会社入社 平成２年６月　同社取締役 平成５年６月　同社常務取締役関西支社長 平成７年４月　同社常務取締役社長付 トッパン・ムーア株式会社顧問 平成７年６月　トッパン・ムーア株式会社代表取締役社長 （平成９年４月　トッパン・フォームズ株式会社に社名変更） 平成16年６月　同社代表取締役会長 平成19年６月　同社取締役会長 平成20年６月　同社相談役 平成20年６月　当社監査役就任（現任）	240株

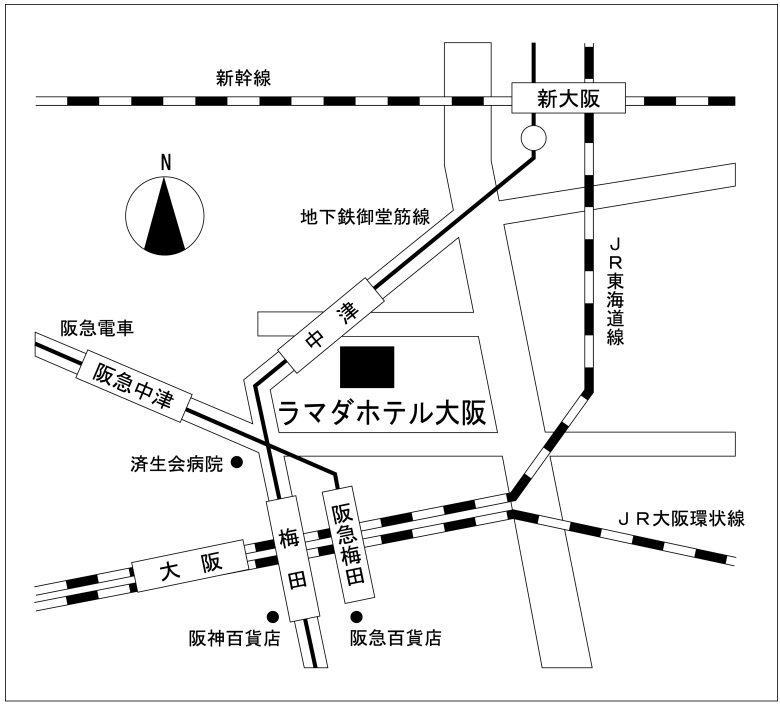
（注）1. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 大林英雄氏および福田泰弘氏の両氏は社外監査役候補者であります。
3. 大林英雄氏を社外監査役候補者とした理由は、代表取締役として培われた知識・経験等を、監査役に就任された場合に当社の監査体制にいかしていただきたく、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外監査役就任期間は、本総会終結のときをもって３年となります。
4. 福田泰弘氏を社外監査役候補者とした理由は、代表取締役として培われた知識・経験等を、監査役に就任された場合に当社の監査体制にいかしていただきたく、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外監査役就任期間は、本総会終結のときをもって２年となります。

以　上

株主総会会場ご案内図

会　場　〒531-0072 大阪市北区豊崎三丁目16番19号
　　ラマダホテル大阪　２階　菊の間

（会場案内図）



・地下鉄・御堂筋線「中津駅」下車梅田寄り３号出口に直結
・駐車場はございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。